

(財)リバーフロント整備センター寄附行為の変更の概要

1. 寄附行為変更の趣旨

- (1) 水辺空間の整備、保全、利用への人々の期待感
は、景観、レクリエーションといった従来のもの
のみならず、水辺空間がつくる生態系の保全と回
復へと変化してきている。平成9年には河川法が
改正され、河川環境の整備と保全が河川管理の目
的とされて以来、その傾向が強まり、今後とも、
その傾向が続くものと思われる。

このような状況の変化を踏まえ、平成2年から
実施し、当センターがとりまとめている「河川水
辺の国勢調査」についても、今後はGIS（地理情報
システム）と組合せ、インターネットを通じ、広
く一般の利活用に供することが急務とされている。

このため、社会のニーズの変化と業務の実態に
対応し、目的及び事業のなかに水辺空間の生態の
保全と回復に関する調査研究及び技術開発の位置
づけの明確化を図り、事業の一層の強化を図る必
要がある。

また、高規格堤防については、当センターの発
足以来、調査研究と関連技術の開発を実施してき
たところであるが、寄附行為上にその位置づけを
明確にするものである。

- (2) また、公益法人に対する適正な指導監督等を推
進するため、平成8年に、「公益法人の設立許可及
び指導監督基準」（平成8年9月20日、閣議決定）
及び同基準の運用方針（平成8年12月19日、関係
閣僚会議幹事会申合せ）が決定され、また、主務
官庁により「標準モデル寄附行為」が定められて
いるが、当センターにおいても、これらに沿って
評議員会の権能の拡大その他所要の措置を講ずる
必要がある。

2. この寄附行為の変更は、去る平成12年12月6日に
開催された理事会の議決と12月13日における評議員
会の同意を得て、同日付けで建設省に変更認可申請
を行い、平成12年12月25日付けで認可を受けた。

新旧対照表（抜粋）

寄 附 行 為 (現 行)	寄 附 行 為 (改 正)
財団法人リバーフロント整備センター寄附行為	財団法人リバーフロント整備センター寄附行為
第1章 総則	第1章 総則
(名称)	(名称)
第1条 この法人は、財団法人リバーフロント整備センター（英名 Technology Research Center for River Front Development）という。	第1条 この法人は、財団法人リバーフロント整備センター（英名 Foundation for Riverfront Improvement and Restoration）という。
(事務所)	(事務所)
第2条 略	第2条 略
(目的)	(目的)
第3条 この法人は、水辺空間のあり方、水辺空間の保全と利用、水辺空間の整備等水辺空間に関する技術開発及び調査研究を総合的に実施し、かつ、その成果を幅広く社会に活用して、安全で、豊かな潤いのある国土の建設に資することを目的とする。	第3条 この法人は、水辺及び河畔（以下「水辺空間」という。）に関して、そのあり方、保全、利用と整備、生態の保全と回復等の調査研究及び技術開発を総合的に実施し、かつ、その成果を幅広く社会に活用して、安全で、豊かな潤いのある国土の整備に資することを目的とする。
(事業)	(事業)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号で掲げる事業を行う。	第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号で掲げる事業を行う。
(1) 水辺空間のあり方に関する調査研究	(1) 水辺空間のあり方に関する調査研究
(2) 水辺空間の保全と利用に関する技術開発及び調査研究	(2) 水辺空間の保全と利用に関する調査研究及び技術開発
(3) 水辺空間の整備に関する技術開発及び調査研究	(3) 高規格堤防等水辺空間の整備に関する調査研究及び技術開発
(4) 水辺区間と地域社会とのかかわりに関する調査研究	(4) 水辺空間の生態の保全と回復に関する基礎資料の収集整理、調査研究及び技術開発
(5) 水辺空間に関する広報及び情報提供並びに提言、指導及び企画立案	(5) 水辺空間と地域社会とのかかわりに関する調査研究
(6) 水辺空間に関する国際協力	(6) 水辺空間に関する広報及び情報提供並びに提言、指導及び企画立案
(7) 前各号に関連する業務の受託	(7) 水辺空間に関する国際協力
(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(8) 前各号に関連する業務の受託
	(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業